



ケアホームいるか乃里

小規模多機能型居宅介護 サービス利用料金表

R7,4,1～

単位：円／月

費 目			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
保険給付一割負担分（※）	各加算	① 基本介護費	¥3,450	¥6,972	¥10,458	¥15,370	¥22,359	¥24,677	¥27,209	
		② 認知症加算（Ⅱ）			¥890					
		③ 看護職員配置加算（Ⅱ）			¥700					
		④ 訪問体制強化加算			¥1,000					
		⑤ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	¥800							
		⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	¥640							
		①～⑥合計＝（イ）		¥4,890	¥8,412	¥14,488	¥19,400	¥26,389	¥28,707	¥31,239
		⑦ 特別地域加算 ①×15％＝（ロ）		¥518	¥1,046	¥1,569	¥2,306	¥3,354	¥3,702	¥4,081
		⑧ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） （（イ）+（ロ））×14.9％＝（ハ）		¥806	¥1,409	¥2,392	¥3,234	¥4,432	¥4,829	¥5,263
		⑨ 初期加算（30日分）※		¥900	¥900	¥900	¥900	¥900	¥900	¥900
	（イ）+（ロ）+（ハ）+ ⑨ ＝（ニ）		¥7,114	¥11,767	¥19,349	¥25,840	¥35,075	¥38,138	¥41,483	
保険外負担分	食費・宿泊費・その他	⑩ 朝食（1食あたり/¥400）	¥400×回数分（おやつ代込み）							
		⑪ 昼食（1食あたり/¥600）	¥600×回数分（おやつ代込み）							
		⑫ 夕食（1食あたり/¥600）	¥600×回数分							
		⑬ 宿泊費（1泊あたり/¥2,300）	¥2, 300×回数分							
		⑭ 病院受診等同行費 （1医療機関等につき/¥1,000）	¥1, 000×回数分							
		⑮ 衣服管理洗濯代（1ヵ月分/定額）	¥3, 000							
		⑯ その他、個人使用品費用	実費（医療費・薬代・排泄用品・娯楽費など）							
	実費負担合計		各個人のご利用状況により、⑨～⑮総合計＝（ホ）							
費用総合計			¥7,114+ （ホ）	¥11,767+ （ホ）	¥19,349+ （ホ）	¥25,840+ （ホ）	¥35,075+ （ホ）	¥38,138+ （ホ）	¥41,483+ （ホ）	

※ 保険給付一割負担分 ……………

基本的には一割負担、九割は介護保険負担となりますが、利用者様の所得金額に応じて、三割負担の方もおられます。

※ ① 基本介護費 ……………

介護保険法に定められた、小規模多機能型居宅介護サービスの基本介護費の個人負担分(一割)となります。

※ ⑨ 初期加算 ……………

1日に付き30単位を加算(登録日より30日まで)となります。30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合も算定できます。

※ 上記、各加算について

② 認知症加算……………

次のいずれかに該当する場合に加算されます。

(Ⅰ) ①認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度Ⅲ以上の高齢者対象の規定数に応じ、配置している。②また、認知症ケアに関する技術的指導会議を開催し、③専門的な研修を修了している者を1人以上配置。④職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成している場合。

(Ⅱ) 上記①、②を満たす場合。

(Ⅲ) 日常生活自立度Ⅲ以上の認知症高齢者へのケアを行った場合。

(Ⅳ) 要介護2で、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者へケアを行った場合。

③ 看護職員配置加算……………	次のいずれかに該当する場合に加算されます。 (Ⅰ) 常勤専従の看護師を1人以上配置 (Ⅱ) 常勤専従の准看護師を一人以上配置 (Ⅲ) 看護職員を常勤換算で一人以上配置
④ 訪問体制強化加算……………	訪問サービスに当たる常勤職員を2名以上配置し、事業所における訪問回数が一か月あたり、200回以上ある場合に算定できます。
⑤ 総合マネジメント体制強化加算…	次のいずれかに該当する場合に加算されます。 (Ⅰ) ①利用者の心身の状況、家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係機関専門職と共同し、計画の見直しを行う。②また、日常的に地域住民との交流を図り、③地域への相談体制性を確保。④インフォーマルサービスなどを包括的に提供できるようケアプランを作成する。⑤地域の児童福祉事業、障害福祉サービス、他地域密着型サービスとの事例検討会などを実施するなど、地域における交流の場を設ける。 (Ⅱ) 上記、①、②を満たす場合に算定。
⑥ サービス提供体制強化加算……	次のいずれかに該当する場合に加算されます。 (Ⅰ) 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が占める割合が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上。 (Ⅱ) 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上。 (Ⅲ) 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が占める割合が40%以上。または、常勤職員の占める割合が60%以上の場合。または、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上の場合。
⑦ 特別地域加算……………	所定単位数の15%を加算。
⑧ 介護職員等処遇改善加算……	介護職員、その他職員の賃金改善について、規定された賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合に算定。加えて、該当する所定の規定を、適正に実施している場合に算定できる。 (Ⅰ)～(Ⅴ) 各規定に応じた内容に適合した区分での算定できる。現在、当事業所では(Ⅰ)での区分認定をもらっており、各加算の所定合算単位数に14.9%を乗じた単位を算定している。
※その他、加算の請求について……	上記加算のほかに、利用者の状態や事業所の体制に応じ、下記のような加算を、介護保険法の規定に準じ算定する場合があります。 ・看取り体制強化加算 ・若年性認知症利用者受入加算 ・口腔・栄養スクリーニング加算 ・科学的介護推進体制加算 など。
※その他保険外負担分(⑩～⑯) について……	利用者様が日常生活を営む上で必要と認められ、個人的にご利用いただいた分の費用となります。 ⑩ 朝食費。費用には、午前中のおやつ代も含まれます。 ⑪ 昼食費。費用には、午後のおやつ代も含まれます。 ⑫ 夕食費。 ⑬ 宿泊費。 ⑭ 病院受診等同行費。同行するご家族の都合のつかない方や、独居の方などの、病院受診時や買い物、役場、銀行など、他者の同行が必要な場合に、事業車送迎で職員一名が付き添い支援を行います。ただし、同一医療機関、同一目的地の場合は、一律¥1,000での負担となりますが、複数医療機関、他目的地への移動については、その度ごとでの費用負担となります。 ⑮衣服管理洗濯代。日常的な衣服の洗濯や管理、季節ごとの入れ替え、ボタンの補修などを行います。 ⑯その他、個人使用品費用。そのほか、利用者様がご自分で使用される物品や排泄用品、医療費、薬代、娯楽費、嗜好品、日常生活品などは、個人負担となります。